

草津市自転車安全安心利用促進計画の期間延長について

1 草津市自転車安全安心利用促進計画とは

本市では、平成28年度から令和7年度までの10年間の計画期間として、「草津市自転車安全安心利用促進計画」（以下、市自転車計画）を策定し、通勤、通学、買い物など様々な用途に利用され、市民の生活に無くてはならないものである自転車について、その安全な利用、盗難防止、利用環境の整備などに関する施策の実現に取り組んでおります。

計画のコンセプト

【自転車に乗り 自転車を知り 自転車を感じるまち 草津】



2 自転車を取り巻く環境の変化及び国県の動向

交通手段の一つであった自転車は、環境、健康、観光、スポーツといった各方面でも注目され、その役割は、年々拡大し、市が取り組むべき施策の重要性が増しております。このような中、市自転車計画の計画期間中に、ヘルメットの着用努力義務化や、ながらスマホ・酒気帯び運転への罰則強化等、自転車を取り巻く環境は変化しました。

◀ 国・滋賀県の計画期間について ▶

自転車に関する計画については、国（国土交通省）、滋賀県でも策定されており、国の第2次自転車活用推進計画については、令和3年度から令和7年度を計画期間とし、前回の策定スケジュールを鑑みると次期計画策定に向けての会議を令和7年9月頃から開始し、令和8年5月頃に策定（施行）する見込みです。また、県の第2次滋賀県自転車活用推進計画は、令和5年度から令和8年度を計画期間としており、次期計画の策定は令和8年度（令和9年度施行）に実施される見込みです。

- ・国 第2次自転車活用推進計画（令和3年～令和7年）
- ・県 第2次滋賀県自転車活用推進計画（令和5年～令和8年）

3 方針

自転車を取り巻く変化に適切に対応し、国計画（令和8年5月頃策定見込）、および県計画（令和8年度策定見込）を市自転車計画に反映するため、次期市自転車計画の策定実施予定を令和7年度から令和8年度へ変更します。また、市自転車計画の計画期間について、市自転車施策に空白期間を生じさせることの無いよう、令和8年度末まで1年間延伸することとします。

なお、計画期間の延伸に伴う目標については、以下のとおりとします。

《 目標の取扱いについて 》

本計画では、目指すべき本市の自転車施策の姿として4つの目標を設け、その実現に向け取り組みを進めております。これらの目標について、計画期間の1年延伸に合わせて、目標年次を令和8年度末とし、継続して取り組むことといたします。

◆目標◆

○安全で安心して利用できる自転車道のネットワーク化および走行空間の整備を目指す

○自転車のルール遵守やマナーの向上、過去10年間で最低である自転車関係事故件数（76件）・自転車盗難件数（311件）からのさらなる減少を目指す

※令和5年中の自転車関係事故件数：104件

※令和5年中の自転車盗難件数：320件

○自転車駐車台数の確保、過去10年間で最低である放置自転車撤去数（396件）からのさらなる減少を目指す

※令和5年度の放置自転車撤去数：184件

○自転車の有効活用、健康増進効果などを啓発し、自転車利用への転換を目指す

《 周知方法 》

計画期間の延伸については、市ホームページにおいて周知します。

《スケジュール》

令和7年2月18日 部長会議

令和7年2月 議会報告

令和7年2月 市ホームページで周知